

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.085

処 分 名	建築物のエネルギー消費性能に係る認定(所有者の基準適合の認定・表示制度)
処 分 の 概 要	現に存する建築物の所有者は申請により、建築物が省エネ基準に適合している旨の所管行政庁による認定を受けることができます。 認定を受けた建築物、その利用に関する広告等については、認定を受けた旨の表示（基準適合認定マーク）をすることができます。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号） 第 36 条第 1 項～第 4 項
審 査 基 準	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）の基準によるものとします。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/shoeneho.html

■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第三十六条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、当該認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が当該認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋